

公益財団法人宇都宮市医療保健事業団  
健診センター健診システム更新業務委託に係る  
仕様書

令和2年10月

公益財団法人宇都宮市医療保健事業団

## 【目次】

第1	総則	1
1	業務の名称	
2	業務の目的	
3	業務の期間	
第2	共通仕様	
1	適用の範囲	
2	業務内容・基本要件等	
3	担当者及び業務管理	2
4	疑義	
5	関係法令等	
6	機密の保持	
7	一括再委託の禁止	
8	資料の貸与	3
9	関係機関との協議	
10	打合せ	
11	議事録	
12	提出書類	
13	検査及び業務の完了	4
14	成果品	
第3	特記仕様	5
1	業務内容	
2	開発環境	6
3	構築内容	
4	機能要件	
5	その他の要件	7
6	委託業務要件	11
7	著作権等	13
8	その他	
9	スケジュール	

## 第1 総則

### 1 業務の名称

公益財団法人宇都宮市医療保健事業団健診センター健診システム更新業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団健診センター（以下「健診センター」という。）の健診業務で利用している現行の健診システムが導入から7年目を迎え、修理対応保証期間が満了となり将来修理対応不可となる場合、健診業務に多大な影響が発生するため早急に機器の更新を行う必要がある。健診センターでは、地域住民や事業所への施設型健診と巡回型健診を年間約10万件行っており、予約業務、請求業務など一連の健診業務に係るシステムが複数あり混在化していることから、これらシステムを一元的に管理することにより事務の効率化を図ることを目的とする。

### 3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

## 第2 共通仕様

### 1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、健診センターと受託者の協議により決定するものとする。

### 2 業務内容・基本要件等

本業務の内容・基本要件等は、第3 特記仕様によるものとする。

また、システムの開発はパッケージソフトを中心としたものであることを前提とする。

なお、システム稼働後における運用支援及び保守点検等に係る契約については別途締結するが、以下の条件とする。

- (1) ハードウェアの保守拠点は栃木県宇都宮市市内に有することを基本とする。なお、市内に拠点がない場合は、対応する拠点を明記すること。
- (2) ハードウェア有事の際は概ね6時間以内の訪問を目標とすること。
- (3) ハードウェア一次窓口、ソフトウェア一次窓口をそれぞれ有すること。
- (4) システム障害時にハードウェア・ソフトウェアの障害切り分けはソフトウェア一次窓口にて速やかに行い、ハードウェア一次窓口へ引き継ぐこと。
- (5) 障害時には、内容と原因および対処等の経過を報告できること。なお、作業に緊急性がある場合は、事後報告も可とする。

(6) 障害発生時に速やかに保守技術者を事業団へ派遣し、障害復旧作業を行うことを基本とする。

(7) ソフトウェアに起因する障害には、緊急時にも遅滞なく対応できること。なお、技術者を有する拠点からリモートメンテナンスによる対応が可能なこと。

### 3 担当者及び業務管理

(1) 受託者は、主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。

(2) 主任担当者は、業務の全般に渡り、管理を行うものとする。

(3) 受託者は、常に健診センターとの連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

### 4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、健診センターと受託者の協議により決定するものとする。

### 5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するものとする。

### 6 機密の保持

(1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について、第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 受託者は、健診センターの承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

### 7 一括再委託の禁止

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は健診センターが本仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、第三者の商号又は名称その他必要な事項を健診センターに通知し、あらかじめ承諾を得なければならない。

## 8 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集，調査等は原則として受託者が行うものとするが，健診センターから貸与を受けた資料については，業務完了とともに返却すること。

なお，健診センターから返却の要求があった場合は，速やかに返却すること。

## 9 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については，受託者の責任において適正に処理するとともに，その内容を遅滞なく健診センターに報告するものとする。

## 10 打合せ

打合せは，業務着手前，中間，業務完了時に行うほか，随時必要に応じて行うものとする。

なお，業務担当者及び技術者は，業務着手時，成果品納品時その他主要な打合せに出席するものとする。

## 11 議事録

受託者は，業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度，その結果について整理し，書面をもって健診センターに報告するものとする。

## 12 提出書類

受託者は，業務の着手及び完了に当たっては，契約書に定めるもののほか，下記の書類を提出し，健診センターの承認を受けるものとする。

なお，承認された事項を変更しようとするとき，その都度，健診センターの承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時提出書類
  - ・業務行程表
  - ・業務実施計画書
- (2) 業務完了時提出書類
  - ・業務完了届
  - ・成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

### 1 3 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出すること。

### 1 4 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品に修正が発生した場合は、修正内容を確定後、健診センターと協議の上、指定する部数、媒体で納入すること。なお、電子媒体に格納するデータのファイル形式は、原則として、Microsoft Word, Microsoft Excel 又は PDF 形式とする。

- (1) システム一式（機器・付属品一式）
- (2) 完成図書（紙 3 部，電子データ 1 部）
- (3) システム操作マニュアル
  - ・端末操作マニュアル（製本 1 0 部，加工可能な電子データ 1 部）
- (4) その他関係書類一式

### 第3 特記仕様

本業務の内容及び基本要件等は以下のとおりである。

#### 1 業務内容

##### (1) システム構築

- ・所定の期日までに、システムの構築を行う。
  - ・健診センターが示す業務仕様書を満たすパッケージシステムを利用した新システムの導入（既存システムからのデータ移行作業を含む）、見積、研修、マニュアル作成、システム利用、その他これらに関連するすべての業務となる。
- ※周辺機器は、その設置、接続およびセットアップは今回の導入業務に含まれる。

##### (2) システム設置場所及び全体構成

###### ・サーバー式

宇都宮市医療保健事業団 健診センター 情報処理室

###### ・パソコン58台（デスクトップ41台，ノート17台）

宇都宮市医療保健事業団 健診センター

情報処理室 15台（デスクトップ13台，ノート2台）

事業推進課 16台（デスクトップ15台，ノート1台）

施設・巡回 13台（デスクトップ3台，ノート10台）

健診課 7台（デスクトップ3台，ノート4台）

検査室 2台（デスクトップ2台）

保健指導室 5台（デスクトップ5台）

###### ・タブレット23台

施設 23台

###### ・プリンタ19台（カラー8台，モノクロ3台，インクジェット8台）

情報処理室 8台（カラー5台，モノクロ3台）

事業推進課 2台（カラー2台）

施設・巡回 5台（インクジェット5台）

健診課 2台（インクジェット2台）

検査室 1台（インクジェット1台）

保健指導室 1台（カラー1台）

###### ・バーコードスキャナ38台

事業推進課 5台

施設・巡回 33台

## 2 開発環境

本システムの開発環境（開発用のハードウェア，開発ツール等のソフトウェアを含む），作業場所，その他必要となる環境については，受託事業者の負担と責任において確保すること。

## 3 構築内容

### （1）構築範囲

受託者は，本仕様書に記載された各要件を参照の上，必要なスペックの製品・要員を備えること。

#### ア システム構成のための役務

システムの構築に必要な作業を調達範囲とし，以下から構成される。各作業の詳細は，後述の「委託業務要件」を参照のこと。

- ① プロジェクト管理
- ② 設計・開発
- ③ テスト
- ④ データ移行
- ⑤ 環境構築
- ⑥ 研修

## 4 機能要件

### （1）システム機能要件

本調達において構築する健診システムは，本仕様書に記載のある機能のほか「別紙1 システム機能要件確認書」に記載された機能を実現すること。満たさない場合は，代替案を提示すること。

### （2）使用性・効率性要件

#### ア 画面構成

- ・利用者にとって見やすく，統一された，操作しやすい画面構成であること。
- ・複数画面を同時に起動でき，作業ができること。
- ・ディスプレイの解像度は，クライアントパソコンで十分な可視性能を確保できること
- ・画面表示は，本番環境や検証環境等の稼働環境を明確に識別可能であること。

#### イ 画面遷移

- ・遷移後の画面に前画面の情報を引き継げること。

#### ウ 操作性

- ・一貫性のある入力操作方法であること。
- ・利用者の業務効率を高め、負担軽減に資する効率的なデータ入力、出力、抽出機能を有すること
- ・入力ミス、操作ミスなど人的ミスを防止する機能を有すること。
- ・豊富なエンドユーザーコンピューティング (EUC) 機能が提供されており、汎用的なシステムであること。

### (3) 性能要件

#### ア 処理件数増加への対応

- ・現状、施設型健診と巡回型健診併せて年間約 10 万件処理しているが、今後データ量やユーザーの増加に対して、システムのパフォーマンスが低下しないように、ハードウェアの増強及びソフトウェアのチューニングが行えること。
- ・5 年間は対応可能なキャパシティを備え、拡張性についても担保すること。

#### イ 大量なデータを処理した場合でも、処理速度が保証されたシステムであること。

#### ウ オンラインバッチ時間

30 分以内とする。ただし、処理時間を超過する処理については、オンラインサービス時間外で実行する等の方法により、業務に支障がない対策を講じること。

### (2) バッチ性能要件

バッチ処理については、オンラインサービス提供、各種データ連携及び統合バックアップに支障をきたさないようにすること。

## 5 その他の要件

### (1) システムの拡張性

システムの全利用者数は約 65 名、利用端末は 81 台を想定している。システム導入後における業務形態の変化、端末台数の増加に対して、柔軟に対応可能なシステムの拡張性を十分担保すること。

### (2) システムの処理方式

システム形態は、ウェブ型・クライアントサーバー型システムとすること。

### (3) 制度改正への対応

構築期間に施行される法改正による対応が困難な場合は、健診センターと協議すること。システムの変更が必要となる場合は、健診センターとシステムにおける対応方針を協議すること。なお、制度改正等による事務の変更、機能拡張への柔軟な対応ができる手法、仕組みを備えていること。

#### (4) セキュリティ対策

##### ア 物理的セキュリティへの対応

- ・サーバ類には無停電電源装置（UPS）を備えること。
- ・サーバ機器などを施錠式のラックに格納すること。
- ・データ等資産のバックアップを行うこと。
- ・ファイアウォールやルーターによるアクセス規制や、フィルタリングによる不正アクセス・侵入対策については、事前に健診センターと調整すること。

##### イ 人的セキュリティへの対応

- ・システム利用者を認証により特定し、不正利用や無制限使用を防止すること。
- ・認証方式としてはID及びパスワード認証とし、10桁まで対応できること。
- ・操作者ごとに利用可能な処理、機能範囲を明確にして、使用画面を含め制御すること。
- ・健診センター管理者による利用者の使用端末特定と必要な制御を可能とすること。
- ・操作証跡（アクセスログ等）を記録して取得し、取得したログ情報を容易に照会できること。

#### (5) 信頼性要件

##### ア バックアップデータの保存・リストア

- ・高度な正確性、完全性が要求される情報を扱うため、障害や天災等でデータの消失・破損が生じた場合でも確実に正常な状態に復旧できるように、バックアップ及びリストアの機能を整備すること。
- ・リスク分散のため、バックアップデータ（外部媒体）は世代管理が可能なこと。
- ・バックアップデータのリストアについて、前日バックアップイメージからの復元、または外部媒体に記録した任意日バックアップイメージからの復元等、障害発生状況や復元対象に応じたリストア処理を可能とすること。

##### イ 障害時対応手順の策定

- ・障害時の連絡体制・対応フローを定めて、適用手順書を記述すること。

#### (6) インフラ要件

##### ア サーバ

- ・利用者がストレスなく使用できる性能を有し、今後サービスや利用者が増加しても機能するものを提案すること。
- ・納入するすべてのサーバ及びストレージは、事業団の指定する場所に設置すること。
- ・CPU性能はIntelXeon Gold 6134(8C/3.20GHz/24.8MB)相当以上であること。
- ・メモリは24GB以上実装すること

- ・2.5 インチ型 SAS 接続、10,000rpm 相当以上のディスクを使用すること
- ・実容量サイズは、過去データを含め 10 年間以上保存出来る容量を準備すること。
- ・RAID5+Hotspare 構成であること。
- ・ホットプラグ対応により、システム運転中でも故障ディスクの交換ができること。
- ・主処理装置 1 台あたり 1000BASE-T インタフェースを 2 ポート以上有し、チーミング構成とすること。
- ・入力装置として、日本語キーボード及びマウスを有すること。また対角 17 インチ以上、1280×1024 ドット以上 1,677 万色以上の表示機能を有するディスプレイ装置を 1 台有していること。複数のサーバにて入力装置、ディスプレイ装置を共有して実現しても構わない。
- ・停電時に安全に自動停止するための電源供給を可能とする無停電電源装置を有すること。
- ・サーバの保守サービスとして、5 年間の 24 時間 365 日オンサイト対応を含めること。

#### イ サーバ基本ソフトに関する要件

- ・サーバには、Microsoft Windows Server 2016 以上相当の基本ソフトを採用し、OS 上で、アプリケーションソフトを稼働させるシステムとすること。長期にわたるシステムの稼働が見込まれるため、OS のバージョンアップにパッケージソフトを対応させること。
- ・データベースソフトウェアは、非オープンソースソフトウェアを使用すること。

#### ウ バックアップ装置

- ・バックアップ機能は確実に動作すること。
- ・システム領域を対象としたシステムバックアップやシステムメンテナンスなど、作業における外部媒体装置を考慮すること。

#### エ クライアント端末に関する要件

- ・OS Microsoft Windows 10 Professional(64Bit)以上
- ・ブラウザ Microsoft Internet Explorer や Google Chrome, Firefox 等に対応すること
- ・その他 Microsoft Office Home & Business 2019, PDF 閲覧ソフト, アンチウイルスソフト, 健診センター指定ソフトを導入すること。
- ・CPU はインテル(R)Core(TM)i5-8500 プロセッサ以上
- ・メモリは 8GB 以上
- ・HDD は SSD 256GB 以上
- ・ディスプレイは 20 インチワイド程度、解像度フル HD(1920×1080)
- ・ノートパソコンは 15 インチ程度

- ・マウスはレーザーマウス以上
- ・保守サービスとして、5年間の翌営業日訪問修理を含めること。

#### 【タブレット】

- ・タブレット（無線搭載モデル）端末に関する要件
- ・基本 OS は Windows10 Professional (64Bit)以上
- ・CPU はインテル(R) Core® m3 プロセッサ
- ・メモリは 8G 以上
- ・標準フラッシュメモリ 128GB 以上
- ・バッテリー駆動時間は 10 時間以上
- ・無線規格は IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 互換 + Bluetooth 5.0 テクノロジー
- ・保守サービスとして、4年間以上の翌営業日訪問修理を含めること。

#### オ その他

- ・導入する機器類は、環境に配慮した機器を導入すること。
- ・サーバ類には無停電電源装置（UPS）を備えること。
- ・バーコードスキャナ 38 台
- ・OCR対応スキャナ 2 台（OCR対応ソフトウェア含む）
- ・OCR対応スキャナの保守サービスとして、5年間の訪問修理を含めること。

#### (8) システム機器等の設備環境に関する要件

- ・設置スペースが可能な限り省スペースとなるように考慮すること。
- ・パソコン、プリンタを指定する場所に設置し、動作を確認すること。

#### (9) その他

##### ア 各種マスタ情報の設定等

- ・各種マスタ情報のセットアップは、費用の中で対応すること。
- ・履行時点における最新情報をセットアップすること。

##### イ 運用時間

- ・システムの稼働は、緊急時を除き年末年始、祝祭日を除く平日とする。

## 6 委託業務要件

### (1) プロジェクト管理

プロジェクト計画を策定し、方針に基づいたプロジェクト管理を実施すること。また、本業務遂行にあたって、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配したプロジェクト体制を整えること。

#### ア 構築体制

必要なスキル及び経験を有するパッケージシステムの開発元メンバーを配したプロジェクト体制を整えること。また、健診センターと同等規模以上の健診機関への類似システムの導入経験がある要員をプロジェクトに配するとともに、システム開発初期から本稼働までの期間、正当な理由のない限り、担当者の変更を行わないこと。

#### イ プロジェクト管理

受託者はシステム開発におけるプロジェクト管理を行うこと。また、進行管理、品質管理、変更管理を行い、会議体を設け、定期的な報告を実施すること。

#### ウ プロジェクト計画書の策定

受託者はシステム構築における具体的な体制、スケジュールなどを記載したプロジェクト計画書を作成すること。

#### エ 会議体

受託者は定例会を設置すること。また、必要な報告書類を会議開催までに完備し、会議終了後、会議内容を書面で健診センターへ報告し、その了承を得ること。なお、定例会以外の会議が必要である場合、適宜必要な会議を開催すること。

### (2) 設計・開発

本仕様書に記載された各種要件に基づき、基本設計、詳細設計、運用・保守設計、開発を実施すること。

#### ア 設計・開発環境

受託者は、設計・開発の作業に必要な設備（サーバ、端末、ネットワーク構成、開発用ソフトウェア等）について、受託者の責任の下で準備すること。

#### イ ハードウェア調達仕様策定

システムの稼働に適した調達機器等仕様書（案）を策定すること。また、策定にあたっては以下の点に留意すること。

- ・選定したハードウェア等が過大な性能とならないこと。
- ・選定における性能的な根拠を付すること。

### (3) データ移行

データ移行に関しては、十分に検討を行い確実に行うこと。

#### ア データ移行

システムへのデータ移行に係る設計、開発、データ変換・精査・確認等の実施作

業を委託業務の範囲とする。

本システム稼働に必要な各種マスタ等への初期データセットアップに関するデータ作成及び設定等実施作業を委託業務の範囲とする。

・前提条件

通常業務への影響を最小限にとどめるように考慮すること。

・移行データ

移行データについては、現行の健診システム、業務効率化サブシステム、事務処理支援システムで保有するデータを使用すること。なお、移行データの提供方法は、CSV等のテキストデータでの提供を予定している。

(5) 環境構築

ア 環境構築

健診センターにおいて、機器の導入作業、端末環境の設定等環境構築作業全般を行うこと。

イ インストール作業

本調達の範囲であるパッケージ、ソフトウェア、及び開発するソフトウェアの導入作業（インストール、設定作業、チューニング等）を行うこと。

ウ 端末設定

ソフトウェアのインストールや設定等が必要となる場合必要な端末に当該作業を実施すること。

(6) 研修

研修用の教材を作成し、システムを使用する職員への研修を実施すること。本システムの操作研修は令和4年2月に実施することを想定している。操作研修対象人数は約65名、実施場所は健診センターにて行うこととする。

ア 研修方法

- ・実施に当たっては、通常業務の遂行に支障がでないように配慮すること。
- ・研修の講師は受託者から当該システムに精通している者を選出するものとし、研修対象者の人数に応じて必要となる操作補助員を付けること。
- ・研修は、健診センター向けの設定を行った環境で実施すること。
- ・研修に必要とされるテキストや資料等は、受託者が準備すること。

イ 研修業務グループの内訳

一般操作研修（予約）	事業推進課	7名
一般操作研修（請求）	事業推進課	9名
システム管理・保守に係る研修	情報処理室	5名
健診業務研修	健診課	30名

ウ 研修環境

研修会場、研修環境（端末、ネットワーク環境、プロジェクタ、スクリーン等）は健診センターで準備する。

## 7 著作権等

ア 本システムの著作権は健診センターに帰属するものとする。ただし、本システムの導入について、受託者が保有する業務パッケージソフトを使用する場合、著作権は受託者に帰属するものとする。

イ システムに格納されるデータや業務を行う中で生成されたデータは全て健診センターが所有権を有するものとする。また、本システムを更新する際には、更改に必要なデータ移行を円滑に行えるよう協力すること。

## 8 その他

ア 検収完了後、本仕様書との不一致が見られた場合は、健診センターと協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。

イ 本システムの正常稼働を妨げる瑕疵が認められた場合、本システム納入後1年間は無償で対応すること。

## 9 スケジュール

(1) システム構築期間（現状分析、構築作業、データ移行、操作方法説明等）

令和2年12月～令和3年12月

(2) システム運用開始

令和4年4月1日